

第 168 回 総会

南部町農業委員会会議録

令和元年 7 月 10 日開催

南部町農業委員会

第168回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和元年7月10日(水) 午後2時00分

2. 閉会年月日 令和元年7月10日(水) 午後2時20分

3. 開催場所 南部町立南部公民館

4. 出席委員(15人)

会長 9番 中村文男

会長職務代理 2番 川守田雄一

委員 1番 工藤信仁

4番 佐々木一雄

5番 梅内勝治

6番 坂本重悦

7番 山田憲幸

8番 三浦恵美子

10番 坂本誠治

12番 蹴揚福男

13番 河守田雄一

15番 松村民夫

16番 堀内重男

5. 欠席委員(2人)

欠席者 3番 赤石敏文 11番 滝田信彦 14番 石橋 薫

6. 会議書記

事務局長 夏堀勝徳

主幹 小田原孝治

総括主査 佐藤弓孔

7. 会議日程

日程第1 会議録署名委員の氏名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議 長	<p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ</p> <p>農業委員憲章の唱和を行います。</p> <p>4番 佐々木 一雄 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p> <p>ご着席ください。</p>
議 長	<p>ただいまから第168回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
議 長	<p>「あいさつ」</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は16名中 <u>13</u> 名で、委員定数に達しておりますので、第168回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時5分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第16条第1項の規定により、議長が指名します。</p> <p>10番 坂本 誠治 委員</p> <p>12番 蹴揚 福男 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p>

議 長	<p>次に、日程第 4 議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 15 号について、説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請は 2 件で、いずれも所有権の移転に関するものです。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>山田調査員</p>
山田調査員	<p>7 番 山田から説明いたします。</p> <p>去る 7 月 1 日、三浦恵美子委員と南部分庁舎において、議案第 15 号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第 15 号についてですが、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号 2 番の申請理由は、譲受人が贈与を受けて営農するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 15 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、日程第 5 議案第 16 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>

小田原主 観	<p>議案第 16 号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請は 1 件です。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明させていただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>山田調査員</p>
山田調査 員	<p>議案第 16 号について、農地法第 4 条第 1 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、自己所有地に集合住宅を建築し、賃貸経営をするため、転用するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主 幹	<p>番号 1 番について、補足いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、南部・大向地区で、南部町役場南部分庁舎から南西約 1.7km の距離にあり、三戸駅から約 500m の距離に位置し、申請地の北側及び東側は宅地、西側及び南側は農地となっています。</p> <p>農地区分については、「都市計画区域の第一種住居地域内」であることから、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>第 3 種農地の転用は、許可することができることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 16 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 16 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第 6 議案第 17 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p>

議 長	小田原主幹
小田原主幹	<p>議案第 17 号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 2 件で、いずれも所有権の移転に関するものです。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明させていただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>山田調査員</p>
山田調査員	<p>議案第 17 号について、農地法第 5 条第 2 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番並びに番号 2 番の申請理由は、譲受人が自己住宅を建築し、転居するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
議 長	小田原主幹
小田原主幹	<p>議案第 17 号について、補足いたします。</p> <p>まず、番号 1 番と番号 2 番は隣接地で、譲り受け人が同一の一体の事業となっております。</p> <p>申請地の位置ですが、名川・平地区で、南部町健康センターから南約 1.4 km の距離にあり、申請地の東側は宅地、南北側及び西側は農地となっております。</p> <p>農地区分については、「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第 1 種農地と判断されます。</p> <p>第 1 種農地の転用は、原則として認められませんが、「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の、日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される区域」と判断されることから、例外的に許可することができるものであり、転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p> <p>議案第 17 号について、ご異議ありませんか。</p>

議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 17 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第 7 議案第 18 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p> <p>議案第 18 号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、4 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は田、期間は 9 年 8 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は田、期間は 9 年 8 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 4 番の利用目的は畑、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
小田原主幹	
議 長	<p>議案第 18 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>
議 長	<p>よって、議案第 18 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p>

議 長

第 168 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。
ごくろうさまでした。

(午後 2 時 20 分)

終礼を行います。

- ・ 起立
- ・ 礼
- ・ 着席

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年7月10日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員